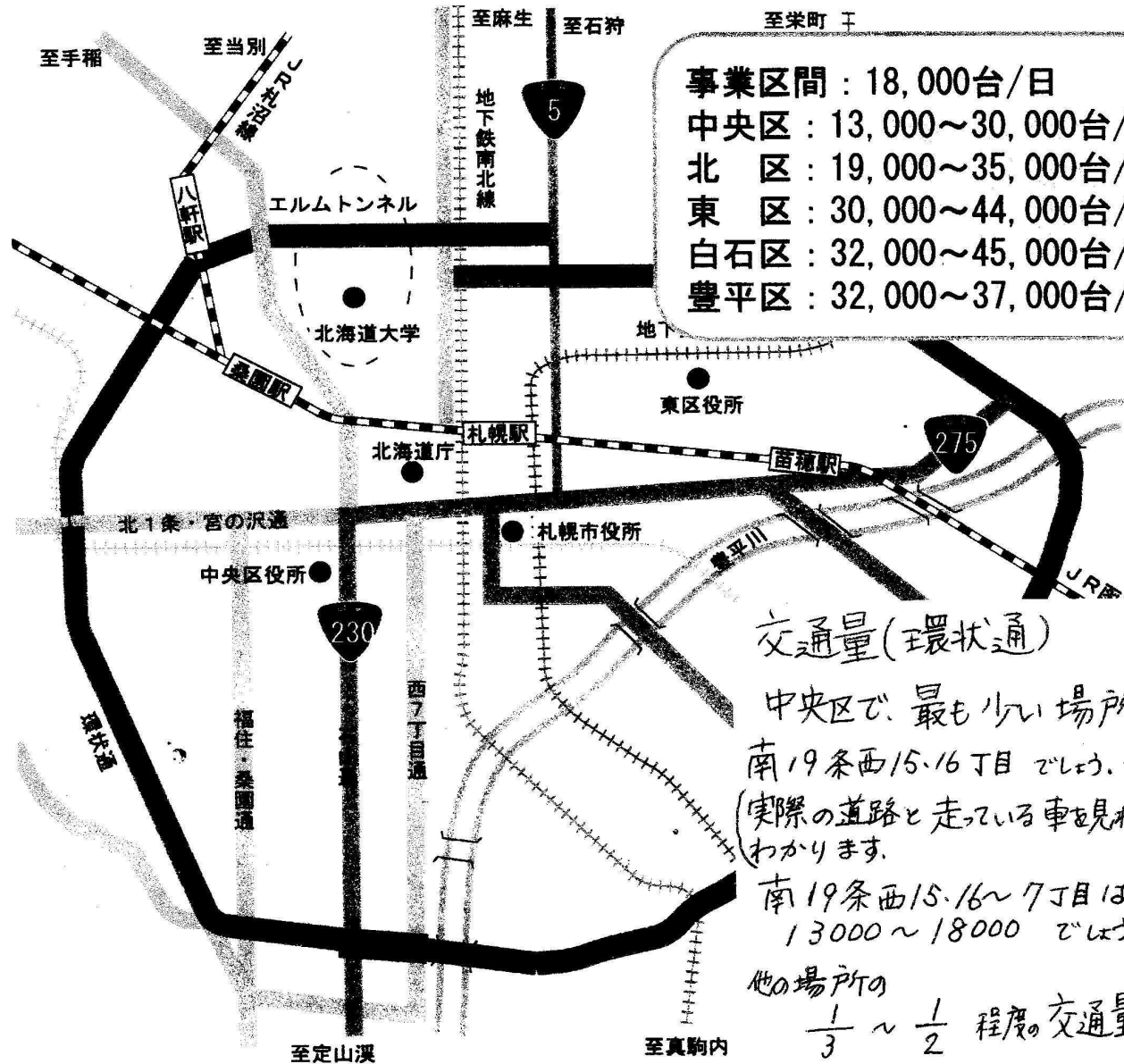


現況交通量 (交通量調査の結果)



事業区間 : 18,000台/日

中央区	: 13,000~30,000台/日	(藻岩山麓)
北区	: 19,000~35,000台/日	(エルムトンネル)
東区	: 30,000~44,000台/日	(環状北大橋)
白石区	: 32,000~45,000台/日	(環状北大橋)
豊平区	: 32,000~37,000台/日	(南19条大橋)

交通量に、これ程の差があり、
 同じ車線数にしなければ
 ならないということに
 正当性は、あるのでしょうか。

交通量(環状通)
 中央区で、最も少い場所は、
 南19条西15・16丁目 でしょう。
 (実際の道路と走っている車を見れば)
 わかります。
 南19条西15・16~7丁目は、
 13000~18000 でしょう。
 他の場所の
 $\frac{1}{3} \sim \frac{1}{2}$ 程度の交通量です。

(平成24.5.11の説明会の際の
 道路課の手元資料
 後に交通計画課よりいただきました。)

環状通の整備に係る説明会

日 時：平成24年5月11日（金）
19：00～

場 所：札幌市立 柏中学校 体育館
（中央区南21条西5丁目2-1）

札幌市建設局土木部道路課



3・2・10 環状通（西7丁目通～石山通）の整備について

H24.5.11 建設局土木部道路課

1 事業概要

環状通は、札幌市の交通体系の骨格を成す主要幹線道路であり、西5丁目・樽川通から創成川通までの延長22.65kmが都市計画決定されており、現在まで延長約20kmの整備を完了しております。

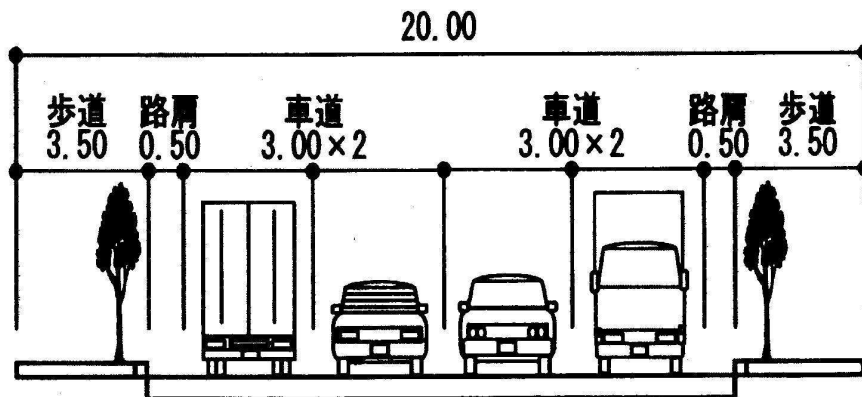
本路線は、「多車線化による交通混雑緩和」、「交通ネットワーク整備による都心交通の円滑化」、「歩道バリアフリー整備による歩行者の安全・安心な歩行空間の確保」「緊急輸送道路整備による地域防災力向上」などを目的とし、これまで道路拡幅整備を実施してきております。

2 路線概要

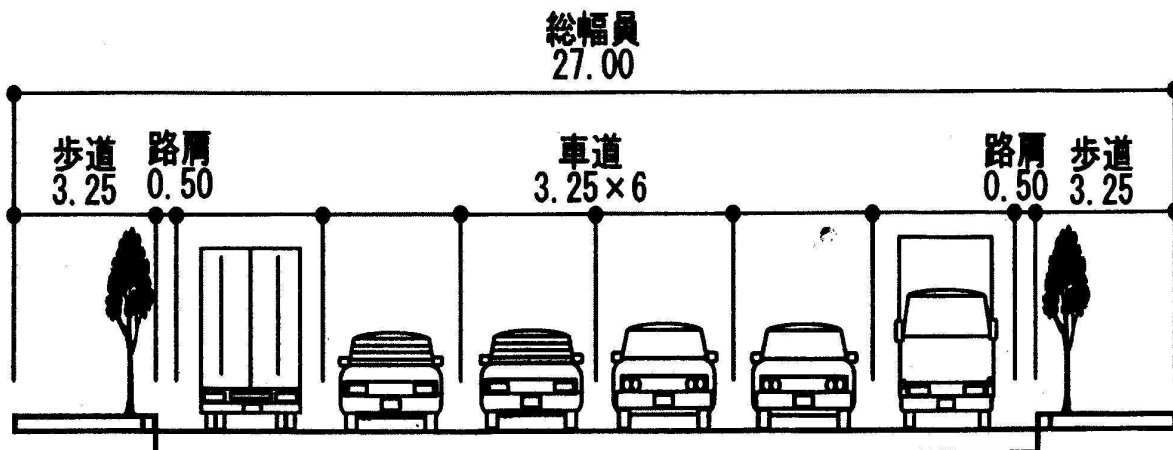
都市計画決定 : 昭和40年7月2日（幅員27m）
昭和44年12月26日（断面決定）
事業区間 : 西7丁目通 ～ 石山通
延長・幅員 : 延長L=570m、幅員W=27m

3 幅員構成

○現況断面



○計画断面



5-2B

4 今後の流れ（予定）

平成24年6月予定
(北海道に申請予定)

事業認可

北海道知事による認可告示後
に地権者、建物所有者の皆様
に通知文を送付します。

平成24年7月～

用地確定測量

札幌市が委託した測量業者が
土地ごとに測量を行います。

平成25年度
～平成29年度

用地補償交渉

用地担当者が個別に説明に伺い
ます。

平成27年度
～平成30年度

道路整備工事

単年度に1丁間程度ずつ工事
する予定です。

5 用地確定測量について

事業用地と皆様の土地との関連を調査し、その境界を明確にするため、木製の仮杭を設置し、用地買収面積を算定します。(道路工事完了時には石標を埋設いたします。)

仮杭等を設置した段階で、皆様に新たな境界をご確認いただき、市が用意する境界確認書に記名・押印をしていただきます。

なお、確定測量業務は、札幌市の委託を受けた測量会社が行い、皆様の土地に立ち入り、測量を実施させていただきます。(測量会社の技術者は、「測量調査員」の腕章を着用し、札幌市発行の身分証明書を携帯しています。土地の立ち入りと測量実施前には、測量会社からお知らせします。)

6 用地買収・物件補償の概要

具体的な内容は、用地確定測量後、土地鑑定評価・物件調査の結果に基づき、個別に協議させていただきます。

7 事業認可（平成24年6月予定）後の制限について

建築時の制限（都市計画法第65条）

道路となる部分の土地において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積しようとする方は、札幌市と協議の上、北海道知事の許可を受ける必要があります。

土地建物等の先買い（都市計画法第67条）

道路となる部分の土地、建物を札幌市以外に売り払うときは、早い段階で札幌市に届け出てください。届けを受けた場合は、札幌市が先にお買いいただきます。

道路区域の指定（道路法第18条、建築基準法第42条）

道路区域の指定を行うことから、建物等を建築する場合は、道路となる部分は建築基準法上の建ぺい率、容積率に算入することはできません。

【お問い合わせ先】

道路計画に関すること

札幌市建設局土木部道路課

用地補償に関すること

札幌市建設局総務部用地取得課

確定測量に関すること

札幌市建設局土木部管理測量課

あみさん・せつめい。

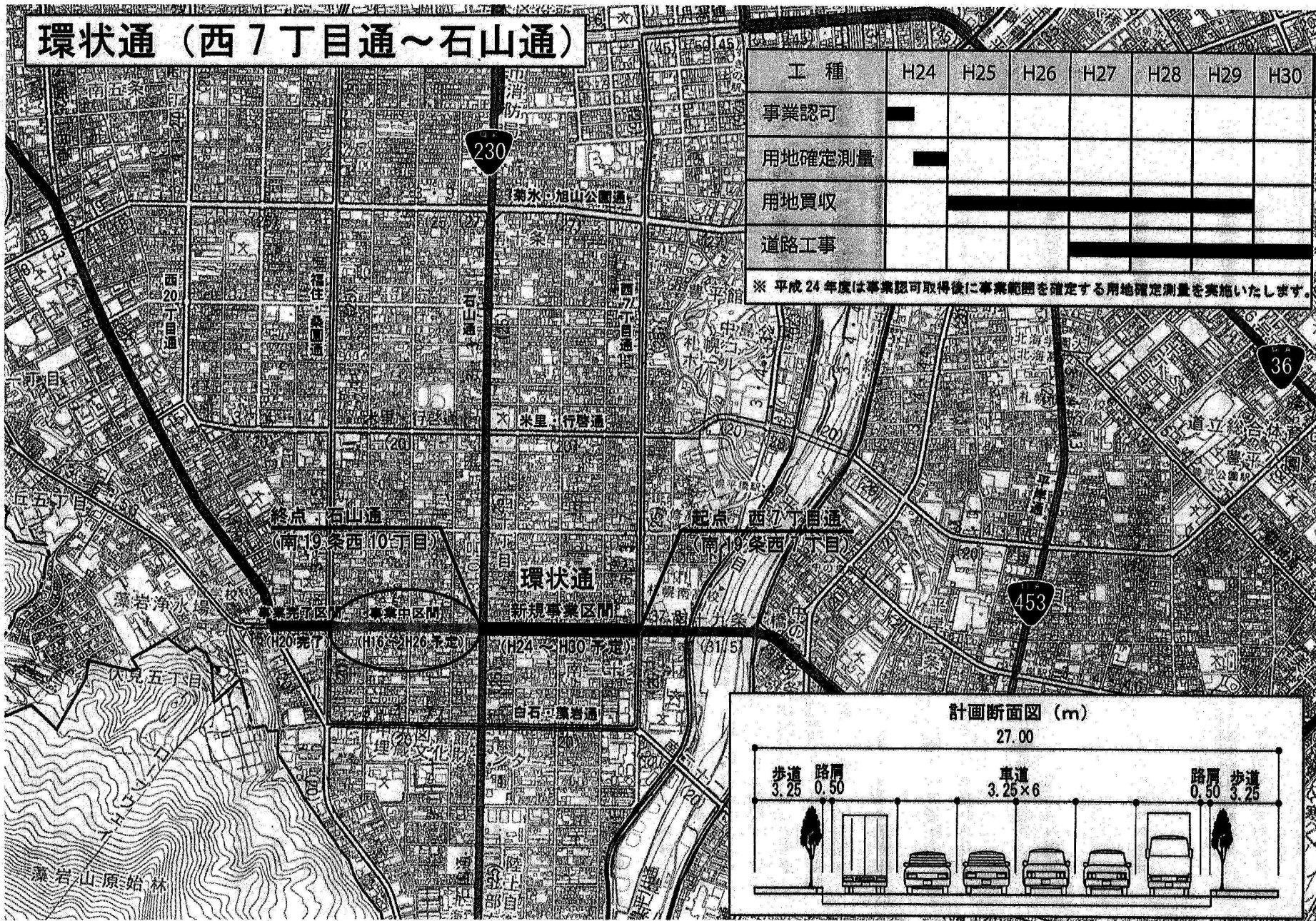
小泉、田村、神 (TEL: 211-2617)

村上、本間、岩重 (TEL: 211-2572)

駒ヶ嶺、松井 (TEL: 211-2562)

5-2c

環状通（西7丁目通～石山通）



工種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
事業認可	■						
用地確定測量	■						
用地買収		■	■	■	■	■	■
道路工事				■	■	■	■

※平成24年度は事業認可取得後に事業範囲を確定する用地確定測量を実施いたします。

